

(健Ⅱ273)  
令和2年9月15日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会 常任理事  
橋 本



「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT)」の周知について

政府においては、新型コロナウイルス感染症の再拡大の防止と両立する形で、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置を講じていくこととされております。

渡航先での入国・ビジネス活動のため、出国前の検査証明が必要となることがあり、経済産業省と厚生労働省では、渡航に必要な検査証明を円滑に取得することができるよう、各国より求められる検査証明を発行することができる医療機関をインターネットにて予約・マッチングする仕組みである「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT)」(本年10月稼働見込み)を構築することとしています。

今般、当該医療機関の公募を開始したことについて、両省より本会宛別添の周知方依頼がありました。

つきましては貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知方について、ご高配のほどお願い申し上げます。

投促課発 20200909 貿投第1号  
薬生食企発 0909 第1号  
令和2年9月9日

公益社団法人日本医師会  
常任理事 殿

経済産業省貿易経済協力局投資促進課  
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課  
( 公 印 省 略 )

「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT)」の周知について (依頼)

平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、政府において、新型コロナウイルス感染症の再拡大の防止と両立する形で、国際的な人の往来再開に向けた段階的措置を講じていくこととされております。その一環として、ビジネス目的の出国者が市中の医療機関において検査証明を迅速に取得することを支援するため、インターネットで予約・マッチングすることができる仕組みである「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター (TeCOT)」を、経済産業省が厚生労働省と連携して、ウェブ上に構築することとしており、9月4日から当該医療機関の公募を開始いたしました (別添ご参照)。

つきましては、貴会会員の皆様に対して、本事業について周知いただきますよう御協力をお願いします。

厚生労働省 同時発表

2020年9月4日

## 海外渡航を行う事業者に対して新型コロナウイルス検査証明を行う 医療機関の正式登録申請の受付を本日より開始します

ビジネス渡航者が渡航先国の要求に応じた新型コロナウイルス検査証明を円滑に取得するための仕組みである「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT※)」をウェブサイト上に設けるにあたり、検査証明を発行できる医療機関について、正式登録申請の受付を本日(9月4日)より開始します。

(英語呼称: COVID-19 Testing Center for Overseas Travelers, 略称: TeCOT)

### 1. 概要

経済産業省及び厚生労働省は、ビジネス渡航者等が渡航に際し、渡航先国の要請に応じた新型コロナウイルス検査証明を円滑に取得できる仕組みとして、「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)(※)」をウェブサイト上に設ける予定です。

※TeCOTの基本的機能については、【関連資料①】をご覧ください。

このため、検査証明を発行できる医療機関の正式登録申請の受付を本日(9月4日)より開始します(申請要領参照)。経済産業省及び厚生労働省による所定の基準(※)に基づく審査を経た医療機関を、国が設ける「新型コロナウイルス検査証明機関登録簿」(以下「登録簿」という。)に記載します。また、ビジネス渡航者等が渡航先国に円滑に入国できるよう、相手国政府からの要請に基づき、登録簿を相手国政府と共有するとともに、公表する予定です。

※「海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程」(令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省決定)【関連資料②③】

### 2. 申請の手続き

#### (1) 申請書類

申請様式「医療機関登録申請書」【関連資料④】

※記入要領【関連資料⑤】をご参照ください。

#### (2) 申請先

[こちら](#) をクリックいただき、申請書を添付、必要事項をご記入の上送信ください。

※宛先: [kaigaitokosien-toiawase@meti.go.jp](mailto:kaigaitokosien-toiawase@meti.go.jp)

#### (3) 申請受付期間

常時受け付けております。まずは9月10日(木)正午までの申請について、9月中旬を目途に登録、公表を行う予定です。その後は随時、追加登録のうえ、公表を行う予定です。

(参考)関連資料

- ①海外渡航者新型コロナウイルス検査センターについて
- ②海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程
- ③海外渡航を行う事業者に対して検査証明を行う医療機関の登録規程の概要
- ④様式 医療機関登録申請書
- ⑤『様式 医療機関登録申請書』の記入要領・よくあるお問い合わせ

(本発表資料のお問合せ先)

<本件、登録規程に関するお問い合わせについて>

経済産業省 貿易経済協力局 投資促進課

海外渡航支援チーム

課長:木尾

担当者:大崎、青田

電話:03-3501-1511(内線 3181)

03-3501-1662(直通)

<本件、登録申請手続に関するお問い合わせについて>

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター事務局

担当者:永井、後藤、東海林、栗原

電話:080-8950-4108

E-MAIL:[kaigaitokosien-toiawase@meti.go.jp](mailto:kaigaitokosien-toiawase@meti.go.jp)